

# アジア起業家村交流サロン利用規定

## 1 目的

川崎市アジア起業家村構想推進事業（以下「推進事業」という。）を推進するため、アジアの起業家・予備軍と市内企業等との交流の場として、「アジア起業家村交流サロン」を開設します。

交流サロンの管理運営等の業務は、NPO法人アジア起業家村推進機構（以下「管理者」という。）が川崎市からの委託を受けて、これに当たります。

## 2 利用対象者

KSP-THINKのアジア起業家村入居者、NPO法人アジア起業家村推進機構会員、アジア起業家予備軍、アジアビジネスに関心がある川崎市内企業、並びに、管理者及び川崎市が適当と認めた者とします。

## 3 利用できる行事等

交流コーナーを利用できる行事等は、推進事業に関わる次の行事とします。

- (1) 各種セミナー、講座、フォーラムの開催
- (2) 各種相談会、座談会
- (3) 上記2の入居者、会員、起業家・予備軍と市内企業との交流会
- (4) 留学生等の情報交換会
- (5) 川崎市内企業等の面接や商談
- (6) その他交流サロンの利用に相応しい行事

## 4 利用時間

平日・土曜日とも、9:30~20:30（日祝祭日は休館）とします。ただし、毎月第3水曜日の18:00~20:30は利用できません。

## 5 使用料金

7による承認が認められた利用についての使用料は無料とします。なお、営利目的の利用は不可としますが、セミナー等の開催において、参加者からテキスト代等の実費負担を徴収することについては、利用者の判断において適切に行ってください。

## 6 申し込み方法

所定申し込み用紙に記入の上、利用日の5日前までにメール（info@asia.or.jp）又はFAX（044-542-5812）などで管理者「交流サロン担当／小林」までお送りください。ただし、平日18:00~20:30及び土曜日の利用については、利用日の2週間前までにお申し込みください。

## 7 利用の承認

管理者が適当と認めた利用については、随時使用の承認をいたします。原則として申し込み順としますが、重複した場合や使用目的の優先度及び緊急を要する会議等の場合は、管理者の判断によって調整させていただく場合がありますので予めご了承ください。なお、利用を取りやめる場合は、速やかにお知らせください。

## 8 利用の注意事項

- (1) 使用目的の変更、使用の権利の譲渡あるいは転貸はできません。
- (2) 許可なく物品の販売、勧誘及び公序良俗に反する活動はできません。
- (3) 爆発物、火気危険物、動物（介助犬を除く）、臭気物等の持ち込みを禁止します。
- (4) 会場内は禁煙です。なお、交流会などでの飲酒や会食は、節度を持って行ってください。
- (5) 会場の設営及び原状回復（後片付け、清掃を含む）は、利用者自身が行ってください。

## 9 その他

使用者が注意事項に違反した場合、あるいは係員の指示に従わなかったときは、即時会場の使用をお断りし退去いただきます。また、建物・付属設備に損害を与えた場合は賠償していただきます。なお、ここに定めのない条項については、管理者が権限を有するものとします。

\* この利用規定は平成17年6月15日から施行します。（川崎市経済局）